

**作業環境測定士試験**  
**(労働衛生関係法令)**

受験番号

法令 1 / 6

問 1 衛生管理体制に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、常時300人以上の労働者を使用する製造業の事業場においては、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。
- 2 事業者は、工業的業種に属する事業場においては常時50人以上の労働者を使用する場合に、非工業的業種に属する事業場においては常時100人以上の労働者を使用する場合に、それぞれ衛生委員会を設けなければならない。
- 3 事業者は、総括安全衛生管理者を選任する場合には、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない。
- 4 事業者は、常時使用する労働者の数が10人以上50人未満の事業場においては、業種に応じて安全衛生推進者又は衛生推進者を選任しなければならない。
- 5 事業者は、衛生管理者に対し、衛生に関する措置をなし得る権限を与えなければならない。

問 2 労働安全衛生規則に基づく健康診断に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、常時使用する労働者に対し、原則として、1年以内ごとに1回、法令で定める項目について医師による定期健康診断を行わなければならない。
- 2 事業者は、雇入時の健康診断項目のうち、肝機能検査等一定の検査項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。
- 3 事業者は、定期健康診断の結果については、定期健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。
- 4 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断を行ったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- 5 常時50人以上の労働者を使用する事業場であっても、雇入時の健康診断の結果については、所轄労働基準監督署長に報告する必要はない。

問 3 次の業務に労働者を就かせるとき、法令に基づく安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないものはどれか。

- 1 強烈な騒音を発する場所における業務
- 2 人力により重量物を取り扱う業務
- 3 ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務
- 4 水深 10 m 以上の場所における潜水業務
- 5 赤外線又は紫外線にさらされる業務

問 4 法定の作業環境測定を行うべき屋内作業場に係る測定対象①及び測定に関する記録の保存期間②の組合せとして、法令上、誤っているものは次のうちどれか。

- | ①               | ②   |
|-----------------|-----|
| 1 空気中のトルエンの濃度   | 3年  |
| 2 空気中の鉱物性粉じんの濃度 | 7年  |
| ○ 3 空気中の石綿の濃度   | 30年 |
| 4 空気中のカドミウムの濃度  | 3年  |
| 5 空気中のベンゼンの濃度   | 30年 |

問 5 法令に基づいて行う作業環境測定に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 多量のドライアイスを取り扱う業務を行う寒冷的な屋内作業場については、半月以内ごとに1回、定期的に、当該屋内作業場における気温及び湿度を測定しなければならない。
  - 2 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造の業務を行い、著しい騒音を発する屋内作業場については、6か月以内ごとに1回、定期的に、等価騒音レベルを測定しなければならない。
  - 3 通気設備が設けられている坑内の作業場については、半月以内ごとに1回、定期的に、当該作業場における通気量を測定しなければならない。
  - 4 熔融ガラスからガラス製品を成型する業務を行う暑熱な屋内作業場については、半月以内ごとに1回、定期的に、当該屋内作業場における気温、湿度及びふく射熱を測定しなければならない。
- 5 第1種酸素欠乏危険作業を行うときは、その日の作業を開始した後、直ちに当該作業場における空気中の酸素の濃度を測定しなければならない。

問 6 次の防毒マスクのうち、厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならないものに該当しないものはどれか。

- 1 ハロゲンガス用防毒マスク
  - 2 有機ガス用防毒マスク
  - 3 一酸化炭素用防毒マスク
- 4 酸性ガス用防毒マスク
- 5 アンモニア用防毒マスク

問 7 次の㊶～㊸の化学物質について、製造に際して厚生労働大臣の許可が必要なもののみの組合せは下のうちどれか。

- ㊶ アクリロニトリル
  - ㊷ ジクロロベンジジン
  - ㊸ ベリリウム化合物
  - ㊹ クロム酸塩
- 1 ㊶ ㊷
  - 2 ㊶ ㊸
- 3 ㊷ ㊸
- 4 ㊷ ㊹
  - 5 ㊸ ㊹

問 8 作業環境測定士に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 第2種作業環境測定士は、指定作業場についての作業環境測定の業務のうち、簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析の業務を行うことができない。
  - 2 事業者は、作業環境測定士ではない者に、指定作業場についての作業環境測定結果について、作業環境評価基準に基づく評価を行わせることができる。
  - 3 著しい騒音を発する屋内作業場についての等価騒音レベルの測定は、作業環境測定士でない者に行わせることができる。
- 4 第1種作業環境測定士は、登録を受けた作業場の種類以外の指定作業場についてのデザイン及びサンプリングの業務を行うことができない。
- 5 第2種酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場についての酸素及び硫化水素の濃度測定は、作業環境測定士でない者に行わせることができる。

問 9 作業環境測定機関に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 作業環境測定機関は、登録を受けた都道府県労働局長の管轄外の都道府県に所在する事業場についても作業環境測定を行うことができる。
  - 2 作業環境測定機関は、指定作業場についての作業環境測定を依頼されたときは、正当な理由のある場合を除き、遅滞なく、作業環境測定を行わなければならない。
  - 3 作業環境測定機関になろうとする者は、作業環境測定を行うことができる作業場の種類について登録を受けなければならない。
  - 4 作業環境測定機関は、作業環境測定を行ったときは、法令で定める事項を記載した書類を作成し、3年間保存しなければならない。
- 5 作業環境測定機関の登録を受けるためには、登録を受けようとする作業場の種類について登録を受けている第1種作業環境測定士又は第2種作業環境測定士が置かれていなければならない。

問 10 作業環境測定基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 騒音の測定点は、原則として単位作業場所の床面上に 6 m 以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上 50 cm 以上 150 cm 以下の位置とする。
- 2 鉱物性粉じんの濃度の測定を相対濃度指示方法によって行う場合は、当該単位作業場所における一箇所以上の測定点において、分粒装置を用いるろ過捕集方法及び重量分析方法による測定を同時に行わなければならない。
  - 3 ろ過捕集方法に用いるろ過材は、0.3  $\mu\text{m}$  の粒子を 95% 以上捕集する性能を有するものでなければならない。
  - 4 鉱物性粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定は、エックス線回折分析方法又は重量分析方法によらなければならない。
  - 5 作業環境測定基準で定める一定の特定化学物質の濃度を測定する場合、当該特定化学物質以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれがないときは、検知管方式の測定機器により測定することができる。

問 11 作業環境評価基準に従った作業環境測定の結果の評価及びそれに基づく措置に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 A測定値の第2評価値が管理濃度を超えるときは、B測定値の値にかかわらず、第2管理区分に区分される。
- 2 トルエン及びキシレンを含有する混合物に係る単位作業場所にあつては、測定点ごとに、定められた算定式により求めた換算値を測定値とみなし、管理濃度に相当する値を1として管理区分の区分を行う。
  - 3 第3管理区分に区分された場所については、施設の整備及び作業工程の改善等の措置を講じ、当該場所の管理区分が第1管理区分又は第2管理区分となるようにしなければならない。
  - 4 第3管理区分に区分された場所について作業環境を改善するために必要な措置を講じたときは、その効果を確認するための測定を行わなければならない。
  - 5 測定値が管理濃度の10分の1に満たない測定点がある単位作業場所にあつては、管理濃度の10分の1を当該測定点における測定値とみなして、管理区分の区分を行うことができる。

問 1 2 労働安全衛生規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、硫化水素の濃度が 10 ppm を超える場所には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止しなければならない。
- 2 事業者は、常時50人以上の労働者を使用するときは、労働者が臥床することのできる休養室又は休養所を男性用と女性用に区別して設けなければならない。
- 3 事業者は、強烈な騒音を発する屋内作業場には、その作業場が強烈な騒音を発する場所であることを労働者が容易に知ることができるよう、標識によって明示する等の措置を講ずるものとする。
- 4 事業者は、有害なガス、蒸気又は粉じんを発散する作業場においては、その作業場内に休憩の設備を設けなければならない。
- 5 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場の気温が 10 °C 以下であるときは、換気の際し、労働者を 1 m/s 以上の気流にさらしてはならない。

問 1 3 特定化学物質の区分に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 アンモニアは、特定化学物質の第 3 類物質である。
- 2 ベンゼンは、特定化学物質の第 2 類物質である。
- 3 ベンジジンは、特定化学物質の第 1 類物質である。
- 4 塩化ビニルは、特定化学物質の第 2 類物質である。
- 5 硫酸は、特定化学物質の第 3 類物質である。

問 1 4 有機溶剤中毒予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

ただし、同規則に定める適用除外及び設備の特例はないものとする。

- 1 屋内作業場において、第 2 種有機溶剤等を使用して洗浄の業務を行う場合は、有機溶剤作業主任者を選任しなければならない。
- 2 屋内作業場において、第 2 種有機溶剤等を使用して洗浄の業務を行う場合には、6 か月以内ごとに 1 回、定期的に、当該有機溶剤の空気中の濃度を測定しなければならない。
- 3 事業者は、有機溶剤等を入れてあった空容器で有機溶剤の蒸気が発散するおそれのあるものについては、密閉するか、又は屋外の一定の場所に集積しておかななければならない。
- 4 屋内作業場において、第 2 種有機溶剤等を使用して洗浄の業務を行う場合において有機溶剤等の区分の色分けによる表示を行うときは、赤色で行わなければならない。
- 5 法令に基づき作業場所に設けた局所排気装置で、空気清浄装置を設けていないものの排気口の高さを、原則として、屋根から 1.5 m 以上としなければならない。

問 1 5 鉛中毒予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

ただし、行う業務は、隔離室における遠隔操作によるものではないものとする。

- 1 鉛合金とは、鉛と鉛以外の金属との合金で、鉛を当該合金の重量の 10%以上含有するものをいう。
- 2 事業者は、鉛合金を製造する工程における鉛合金の溶接又は溶断の業務を行う屋内作業場については、6 か月以内ごとに 1 回、定期に、空気中における鉛の濃度を測定しなければならない。
- 3 はんだ付けの業務を行う自然換気が不十分な屋内作業場に設ける全体換気装置は、その業務に従事する労働者 1 人について 100 m<sup>3</sup>/h 以上の換気能力を有するものでなければならない。
- 4 法定の鉛業務に常時従事する労働者に対して行う医師による健康診断は、雇入れの際、当該業務に配置替えの際及びその後業務の種類に応じて 6 か月又は 1 年以内ごとに 1 回、定期に、実施しなければならない。
- 5 法令に基づき設置した設備のうち、プッシュプル型換気装置については、原則として 1 年以内ごとに 1 回、定期に、法令で定める項目について自主検査を行わなければならない。

問 1 6 電離放射線障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、労働者が電離放射線を受けることができるだけ少なくするように努めなければならない。
- 2 アルファ線、ベータ線、ガンマ線及び中性子線は、電離放射線である。
- 3 外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が 3 か月間につき 1.3 mSv を超えるおそれがある区域は、管理区域である。
- 4 管理区域内において放射線業務に従事する労働者の受ける実効線量が 5 年間につき 50 mSv を超えず、かつ、1 年間につき 20 mSv を超えないようにしなければならない。
- 5 放射線業務を行う作業場のうち、管理区域に該当する部分については、原則として、1 か月以内ごとに 1 回、定期に外部放射線による線量当量率又は線量当量を測定しなければならない。

問 1 7 粉じん障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

ただし、同規則に定める適用除外及び特例はないものとする。

- 1 特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う屋内作業場については、当該粉じん作業に係る粉じんを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、粉じん作業を行う屋内の作業場所については、毎日 1 回以上、清掃を行わなければならない。
- 3 法令の規定により、局所排気装置に設ける除じん装置は、粉じんの種類がヒュームである場合は、サイクロン又はスクラバによる除じん方式による除じん装置としなければならない。
- 4 土石、岩石又は鉱物に係る特定粉じん作業が常時行われる屋内作業場について粉じん濃度の測定を行うときは、原則として、当該粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定しなければならない。
- 5 法令に基づき特定粉じん発生源に設けた局所排気装置については、原則として、1 年以内ごとに 1 回、定期に、自主検査を行い、その検査の結果等を記録して、3 年間保存しなければならない。

問 1 8 事務所衛生基準規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、室の照明設備については、6 か月以内ごとに1回、定期に、点検しなければならない。
- 2 事業者は、室における空気の二酸化炭素の含有率を測定するときは、検知管方式による二酸化炭素検定器を用いて行うことができる。
- 3 事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室に供給される空気中のホルムアルデヒドの量（1気圧、25℃とした場合の空気 1 m<sup>3</sup> 中に含まれるホルムアルデヒドの重量）を 0.1 mg 以下としなければならない。
- 4 事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室に流入する空気が、特定の労働者に直接、継続して及ばないようにし、かつ、室の気流を 0.5 m/s 以下としなければならない。
- 5 事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室に供給される空気中の二酸化炭素の含有率（1気圧、25℃とした場合の空気中に占める二酸化炭素の容積の割合）を 5000 ppm 以下としなければならない。

問 1 9 酸素欠乏症等防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 酸素欠乏危険作業を行う場所の換気には、純酸素を使用してはならない。
- 2 海水が滞留しているピットの内部における作業は、第2種酸素欠乏危険作業である。
- 3 相当期間密閉されていた鋼製のボイラー、タンクその他その内壁が酸化されやすい施設の内部における作業は、第2種酸素欠乏危険作業である。
- 4 酸素欠乏等とは、空気中の酸素の濃度が 18% 未満である状態又は空気中の硫化水素の濃度が 10 ppm を超える状態をいう。
- 5 酸素欠乏危険作業に係る業務に労働者を就かせるときは、原則として、法定の科目について特別の教育を行わなければならない。

問 2 0 じん肺法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理2であるものについては、1年以内ごとに1回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。
- 2 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理1である者に対して、3年以内ごとに1回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。
- 3 事業者は、その行ったじん肺健康診断に関する記録及びエックス線写真を5年間保存しなければならない。
- 4 じん肺管理区分が管理2又は管理3と決定された者に係るじん肺と合併した肺結核及び続発性気管支炎は、じん肺法に規定する合併症である。
- 5 じん肺とは、粉じんを吸入することによって肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病をいう。